

介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（愛知県）

番号	項目	質問	回答
1	支払関係	<p>国のQ&A（介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和4年1月31日）問2）によれば介護処遇改善加算等の支払い方法と異なるようにすることとあったため、現在法人で介護処遇改善加算等を2か月遅れで支払っている場合は、2月分を4月の給与、3月分を5月の給与というように、2か月遅れで支払って問題ないか。</p> <p>その場合の報告書の記載は「令和4年2月から賃金改善を開始した」を選択すればよいか。</p>	<p>そのような取扱いでかまいません。</p> <p>なお、当該Q&A問2（答）の「現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう」という文言は、毎月払いについては、現行の処遇改善加算と同じ支払日に支払うことが望ましいという解釈をしてください。</p> <p>（注）本補助金が令和4年2月から9月まで施設に勤務する職員の処遇改善を目的とするものであることに留意し、適切な執行に努めること。</p>
2	報告書の記載	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、通所介護事業所だが、要支援の方を受け入れており、総合事業としても営業している。事業所一覧の中に記入する事業所は、通所介護と総合事業の通所型サービス（独自）の両方を2段に分けて記入すべきか。若しくは通所介護のみを記入すれば良いのか ・中核市にある訪問介護事業所だが、中核市と一般市で同じ事業所番号で総合事業（訪問型）を届け出ている。この場合、行政の記載箇所がないので同じ事業所番号だから1行でよいか、それとも同じ事業所番号でも2行必要か 	<p>「介護保険事業所番号」、「事業所名」、「サービス名」のいずれかが異なる場合は、行を分けて入力してください。</p>
3	雑件	<p>賃金改善開始の報告等各様式の提出にあたり、「法人単位」「事業所単位」いずれの形をとればよいか。当法人事業所は全て愛知県内に立地している。</p>	<p>法人単位で提出してください。</p>

注) 2月25日現在における情報によるものです。最新の情報につきましては、国や愛知県のHPを随時御確認ください。